

議案第 100 号

大山町企業版ふるさと納税基金条例の制定について

大山町企業版ふるさと納税基金条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求めます。

令和 8 年 9 月 2 日 提出

大山町長 竹 口 大 紀

大山町企業版ふるさと納税基金条例

（設置）

第 1 条 地域再生法(平成 17 年法律第 24 号)第 5 条第 4 項第 2 号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業の実施に必要な費用に充てるため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 241 条第 1 項の規定に基づき、大山町企業版ふるさと納税基金(以下「基金」という。)を設置する。

（積立て）

第 2 条 基金として積み立てる額は、当該年度の一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

（管理）

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入する。

（繰替運用）

第 5 条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第 6 条 基金は、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の実施に必要な費用の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

（委任）

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。